

附属機関等の概要

(令和6年4月1日現在)

| | |
|------------|---|
| 附属機関等の名称 | 浦安市空家等対策協議会 |
| 設置根拠 | 浦安市空家等及び空き住戸の適正管理に関する条例第6条及び浦安市附属機関の設置等に関する条例第2条第1項 |
| 設置の趣旨、必要性等 | 空家等の推進に関する特別措置法第8条に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うため |
| 設置年月日 | 令和6年4月1日 |
| 所管事項 | (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること (2) 特定空家等及び管理不全空家等の認定の適否に関すること (3) 特定空家等及び管理不全空家等に対する措置の方針に関すること (4) その他空家等及び空き住戸の対策に必要な事項に関すること |
| 公開、非公開の別 | 原則公開 |
| 非公開とする理由 | |
| 非公開の根拠 | |
| 委員の人数・任期 | 7名・3年 |
| 委員の報酬等 | 会長 9,500円/日額 委員 9,000円/日額 |
| 所管部署 | 都市政策部住宅課住宅政策係 電話 047-712-6284 |
| 備考 | 原則公開とするが、浦安市情報公開条例第7条2号（個人に関する情報）に該当する情報を含む内容を議題とするときは、公開しないものとする |